

意見書第 1 号

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書

地方自治法第 99 条及び湯河原町議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 16 日提出

湯河原町議会議長 室 伏 重 孝 様

提出者	湯河原町議会議員	村 瀬 公 大
賛成者	同	山 本 俊 明
	同	佐 藤 恵
	同	高 橋 延 幸
	同	室 伏 寿 美 夫
	同	小 澤 眞 司
	同	室 伏 重 孝

（提案理由）

平成 18 年に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記されたことにより、法律に手話を自国の言語のひとつとして規定する国が増えています。日本においても平成 23 年 8 月に改正された「障害者基本法」では、全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されることと定められましたが、手話に対する理解が不十分で手話を理解する人が少なく、容易に情報を入手したり、意思疎通を図ることが困難な状況にあります。手話を広く国民に広め、言語として普及、研究することのできる環境整備を実現する必要があることから、手話言語法（仮称）の制定を強く要望するため、意見書を提出するものです。

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手指の動きや表情を使って視覚的に表現される言語であり、ろう者が日常生活を営む上で大切な情報獲得とコミュニケーションの手段となっています。

平成 18 年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約には、言語を「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義し、手話が言語として国際的に認知されました。

日本政府においても平成 23 年 8 月に改正された障害者基本法には、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれていることが明記されました。

しかし、手話に対する理解が不十分で手話を理解する人が少なく、容易に情報を入手したり、意思疎通を図ることが困難な状況にあることから、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもなどが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備について、国として地方公共団体を支援し、地域による格差がないように責任をもって実現する必要があると考えます。

よって、国会及び政府におかれましては、上記の内容を踏まえた「手話言語法（仮称）」を制定されるよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 16 日提出

神奈川県湯河原町議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣